

東部 4 町における広報等の取り組みについて

平成 28 年 4 月 19 日
地 域 振 興 課

1 4 町による町民向け広報の状況

- (1) 各町のHPにコーナー設置（概要説明及び県及び市のHPのリンクを掲載）
 - ・鳥取市の中核市移行に伴う県東部の保健所の体制について
- (2) 各町報 11 月号（各町広報紙）への掲載
 - ・東部圏域の保健所体制の検討について
- (3) 各町報 1 月号（各町広報紙）への掲載
 - ・東部圏域の保健所サービスについて（「鳥取市保健所設置基本構想」の策定）

2 当面の広報計画（案）

- 昨年度に引き続き、各町広報誌への記事掲載を計画的に実施する。
 - ※文案は地域振興課において作成。

- (1) 時期 平成 28 年 7 月号～8 月号

内容 4 町に係る保健所業務を県から市に委託すること、委託により業務の実施主体や実施場所は変わっても町民へのサービスは変わらないこと等について、鳥取市が市報で平成 27 年 12 月号から広報している内容（福祉分野、保健衛生分野の行政サービス内容）をベースに 4 町関係の内容に編集、簡略化して紹介。

- (2) 時期 平成 28 年 10 月号（または 11 月号）
 - ※「(仮称) 鳥取市中核市移行シンポジウム」の開催時

内容 シンポジウム開催の案内

3 今後の広報内容（案）

- 当面の広報計画に引き続き、町民へのサービス提供手続き（窓口の変更等の案内など）などについて、きめ細やかに広報を行う。
 - ※鳥取市の広報に準じて調整を行いたい。

(参考) 町報への記事掲載例 (岩美町の例)

【平成27年11月】

東部圏域の保健所体制の検討について

鳥取市が、平成30年4月を目途に中核市への移行を表明し準備を進めています。中核市へ移行すると市は県からの業務移管を受け、市が独自に保健所を設置することとなります。そのままでは、これまで1市4町に係る業務を1つの保健所で実施していたものが、2つの保健所に分かれてしまいます。専門知識を有する人材を確保し、施設・資機材や業務の重複を防ぐため、県が実施している東部4町の保健所関連業務を、市へ委託して一体的に実施する方向で、町民の皆様方へのサービスを提供できるよう現在、検討を進めています。

今後も随時、検討の経過や委託事務の内容、手続き等についてお知らせしてまいります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問 健康対策課 ☎73-1322

【平成28年1月】

東部圏域の保健所サービスについて

このたび鳥取市において「鳥取市保健所設置基本構想」がまとめられました。

平成30年度(予定)に鳥取市が設置する保健所へ県が東部圏域4町に係る保健所関連事務を委託することを検討しています。現在、保健所では、心身の健康はもとより、暮らしを守る環境・生活衛生や食品衛生、犬猫などの動物愛護などの業務のほか、新型インフルエンザなど感染症の発生予防や拡大防止などの役割を担っています。事務委託により、窓口の場所や事務担当者が県から市へ変わっても、町民の皆様へのサービスがこれまでと変わらないよう、県に東部4町からの意見要望に対応する総括窓口体制を整備すること、住民サービス維持向上の仕組みとして県・市間の連携協約の締結や、県・市・4町による連携会議の定期的な開催などを鳥取市へ提案しています。

〔現在の保健所の主な業務〕

- 健康に関するサービス (東部福祉保健事務所(鳥取市江津)で実施)
 - ・結核対策
 - ・感染症対策(各種感染症の拡大防止、新型インフルエンザ等新たな感染症への対応、エイズ・性感染症の相談・検査)
 - ・難病対策 (小児含む)
 - ・がん対策、健康づくり
 - ・精神保健福祉、ひきこもり、依存症(アルコール、薬物等)相談
 - ・医療・薬事に関する許可や相談
- 生活環境に関するサービス (東部生活環境保健事務所(鳥取市立川町)で実施)
 - ・食品及び生活衛生関係(理容、美容、クリーニング、旅館、浴場など)の営業許可
 - ・狂犬病予防対策、動物愛護
 - ・産業廃棄物に関する業の許可
 - ・環境・生活衛生及び食品衛生に関する指導